

盛岡城跡整備委員会 設置要領

平成 24 年 7 月 31 日
市 長 決 裁

平成 27 年 12 月 14 日
都市整備部長決裁

(設置)

第 1 条 史跡盛岡城跡の整備を円滑に行うため、盛岡城跡整備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、国指定史跡盛岡城跡の保存及び利活用を図るための保存整備事業に関する各種調査及び整備内容について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人をもって組織し、知識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を各 1 人置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、原則として公開する。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員会は、第 2 条に定める所掌事項に関し、必要と認める場合に文化庁、岩手県教育委員会、庁内関係課(観光課、景観政策課及び歴史文化課)に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部公園みどり課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。